

■ 委員会の審査状況 ■

〈常任委員会〉

総務，産業観光経済，企画建設，文教警察及び環境厚生各常任委員会は，それぞれの委員会室において，9月30日及び10月1日の2日間にわたり所管に係る議案等を，また，総務及び環境厚生各常任委員会は10月7日に追加補正予算関係議案について，審査及び調査を行った。

なお，新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大の状況を踏まえ，3密を避ける等の感染拡大防止のための対策を行いつつ審議が行われた。

総務委員会

（委員長報告 令和2年10月7日本会議）

総務委員会での審査結果等の主なものについて，御報告申し上げます。

【議案】

当委員会に付託されました議案第85号など議案6件につきましては，いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

まず議案第85号「令和2年度鹿児島県一般会計補正予算（第9号）」のうち，「県内スポーツ合宿促進事業」に関し，スポーツ合宿の状況や，今回計上している県内団体による県内合宿宿泊費助成の予算額の算定基礎について質疑があり，「新型コロナウイルス感染症の影響で，今年3月以降，県外からの合宿のみならず，県内スポーツ団体による合宿も非常に減少している。今回の予算規模については，県内スポーツ団体による合宿について，昨年と同等の合宿規模の回復を目標に，200団体に対し各10万円を上限として積算している」との答弁がありました。

次に，「原子力防災対策事業」で開発する原子力災害時住民避難支援・円滑化システムの開発による効果について質疑があり，「原子力災害時に，住民に事故の進展状況に応じた避難指示などの情報を，原子力防災アプリを通じて迅速に伝達することが可能となる」との答弁がありました。

委員からは，「スマートフォン等を所持していない高齢者などへの情報伝達方法や，避難時に最善の経路で避難ができるよう，避難経路の情報伝達についても検討していただきたい」との要望がありました。

次に，本日付託されました議案第100号「令和2年度鹿児島県一般会計補正予算（第10号）」の歳入予算補正について，地方交付税を9,300万円計上した理由等について質疑があり，「今回の新型コロナウイルス感染症に係る事業のうち，一部の事業については法令で国の負担割合が決められており，地方創生臨時交付金を活用することができず，一般財源が必要となったことから，地方交付税を活用したところである」との答弁がありました。

【請願・陳情】

次に，請願・陳情につきましては，継続審査分の陳情1件について，継続審査すべきものと決定しました。

【県政一般】

次に，県政一般の特定調査について申し上げます。

総務部関係で、「今後の財政運営」について、論議が交わされました。

委員から、令和3年度に向けた予算編成の考え方について質問があり、「まずは、新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと進め、その上で、知事のマニフェストに掲げられた基本的な考え方踏まえ、予算編成作業を進めてまいりたいと考えている」との答弁がありました。

委員からは、「新型コロナウイルス感染症が地方の財政に与える影響は大きい。全国知事会を通じて、地方税財源の確保・充実等に関する提言を行っているとのことであるが、今後もその要望が達成できるよう、国に対しきめ細やかな要望等を行うなど、あらゆる手を尽くして努力をお願いしたい」との要望がありました。

次に、県政一般の一般調査について申し上げます。

まず、総務部関係では、委員から「今回『債権放棄の議決を求める基準』を何故策定するのか」質問があり、「実質的に徴収が困難であるものの、時効の援用がないため長期間催告を続けているものがあり、監査委員からも、徴収努力を尽くした上で、債権放棄をするための統一的な取扱いを定めるべきとの指摘があったところである。今回、この基準を定めることで、適正かつ効率的な債権管理を図ろうとする趣旨で策定しようとするものである」との答弁がありました。

次に、国体・全国障害者スポーツ大会局関係では、「9月25日に日本スポーツ協会、日本障がい者スポーツ協会、スポーツ庁との四者会談を行い、2023年のかごしま国体・かごしま大会の開催等について合意を得たところであり、今後、10月8日に、日本スポーツ協会が開催する理事会において、2023年に本県で国体を開催することを決定する『国民体育大会開催決定書』が交付される予定となっている」との説明がありました。

委員からは、「2023年までの間も、本県での全国大会の開催などについて、各種競技団体に働きかけていただきたい」との要望がありました。

最後に、意見書の発議について申し上げます。

委員から、「新型コロナウイルス感染症については、厳しい状況が続いており、地域経済に与える影響の長期化が強く懸念される。また、令和2年7月豪雨により、本県においても多くの被害が発生するなど、防災・減災対策や国土強靱化への集中的な取組が求められている。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた取組を強力に進めるため、また、自然災害に備えた防災・減災対策、国土強靱化の充実強化を図り、安心・安全な県民生活を実現するため、『新型コロナウイルス感染症対策に係る更なる地方税財政措置及び国土強靱化対策の推進を求める意見書』を委員会として提出してはどうか」との提案があり、全会一致で、委員会として意見書を発議することを決定いたしました。

産業観光経済委員会

(委員長報告 令和2年10月7日本会議)

産業観光経済委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

[議案]

当委員会に付託されました議案第85号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

議案第85号「令和2年度鹿児島県一般会計補正予算（第9号）」のうち、「鹿児島県本格焼酎需要回復・消費拡大キャンペーン事業」の実施内容について質疑があり、「コロナ禍で本格焼酎の業務用需要が落ち込む一方で、家飲み需要は伸びていることから、個人消費者を対象に動画配信により多様な飲み方を提案し、新たな需要開拓を図ることとしている。また、焼酎業

界と連携して、瓶入り焼酎の購入者に抽選で、酒蔵ツーリズム付きの宿泊券や鹿児島焼酎と合う特産品をプレゼントするなどして、本格焼酎の魅力を広く発信し、消費拡大につなげていきたいと考えている」との答弁がありました。

また、「観光かごしま回復事業」の目的や実施時期について質疑があり、「当該事業は、旅行会社が販売する県内旅行商品の割引助成や、県内宿泊施設やバス事業者が行う誘客の取組において、県や市町村等が行う旅行需要喚起を狙った観光キャンペーンだけではなく、宿泊施設やバス事業者みずから新しい受入環境を整備し、情報発信にも積極的に取り組んでいただくよう支援するものである。ディスカバー鹿児島キャンペーンの県民向け宿泊助成の終了後、10月下旬以降の実施を予定している」との答弁がありました。

委員からは「鹿児島の新しい魅力を引き出すきっかけとなり、本県の観光事業がV字回復するための将来を見据えた事業を展開していただきたい」との要望がありました。

さらに、「ポストコロナ農業生産体制革新プログラム事業」のうち、生産・販売体制の構築推進の実施内容について質疑があり、「感染症拡大による需要の変化や労働力不足、生産現場で感染症が発生した場合でも農畜産物の生産活動を継続するための体制づくりなど、生産者団体や市町村、JAなどが取り組む、新たな生産・販売体制の構築に向けた先進的な取組を支援するものであり、地域のモデル事業として、市町村や農業関係団体、農業者が組織する団体などの取組として、55件程度の実施を想定している」との答弁がありました。

【請願・陳情】

次に、請願・陳情につきましては、新規付託分の陳情2件について、1件を継続審査、1件を不採択とすべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

陳情第2009号「奄美市住用町・戸玉集落内の採石事業拡大不認可の陳情書」に関して、「今回の岩石採取場の区域については、採石法第33条の4に定める不認可事由には該当しないとのことだが、現在、まだ県において審査中であり、経緯を見守る必要がある」として継続審査を求める意見と、「1日も早く地元住民の安定した暮らしを取り戻すためにも、陳情の趣旨には賛同する。地元住民と採石業者との協議の場を持っていただき、改善すべき点はしっかりと改善していただきたい」として採択を求める意見があり、採決の結果、継続審査とすべきものと決定しました。

【県政一般】

次に、県政一般の特定調査について、「新型コロナウイルス感染症に係る対応状況と今後の施策の方向性について」、論議が交わされました。

PR・観光戦略部関係では、「ディスカバー鹿児島キャンペーン事業」のうち、県外からの旅行者向けタクシー・レンタカー割引助成の実施状況や周知方法について質問があり、「この制度は、県内の観光施設巡りや宿泊施設の利用によりタクシー・レンタカーの割引助成を受けられるものであり、9月1日から開始し、約2週間で合計650台が利用されている。観光施設等へのパンフレットの設置や特設サイトをはじめ、全国各地でウェブ広告を展開するなどして制度の周知に努めており、今般、東京がGoToトラベルキャンペーンの対象となったことから、さらに利用が拡大することを期待している」との答弁がありました。

続いて、商工労働水産部関係では、「みんなで盛り上げよう！鹿児島イベント助成事業」の手続きについて質問があり、「本事業については、団体やイベントの内容が多岐にわたることが考えられるため、補助対象としての妥当性をあらかじめ整理・調整して、事務手続きを円滑に進めるために、応募前に事前相談を求めているところである。応募を受け付けた後、要件を満たすものの中から、10月中には、県民の消費喚起につながるような経済効果の大きいイベン

トを採択したいと考えている」との答弁がありました。

委員からは「県が保有する感染防止対策の情報やイベントに関する知見を事業者に提供するなどして、様々な分野の模範となるようなイベントが県内各地で実施されるよう支援していただきたい」との要望がありました。

また、農政部関係では、「かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針の中間見直しについて」、論議が交わされました。

まず、現在の基本方針に係る目標の達成状況に関し、「総農家数や認定農業者数などは減少しているのに、担い手の確保数が増加しているのはなぜか」との質問があり、「担い手には、今後の地域農業を担う者として、認定農業者に加えてそれと同水準以上の経営を行っている方々も含めており、その結果、目標の一万を超える経営体を確保しているところである」との答弁がありました。

また、基本方針の「担い手確保・育成に関する施策」において、「農業分野における人手不足等の課題に対応するためにも先端技術を取り入れて、安定的な農業経営につながるよう、『スマート農業を活用した取組』を追加してはどうか」との質問があり、「スマート農業の効果は、労働力不足を解消する観点もあるので、そのように見直しを検討してまいりたい」との答弁がありました。

最後に、意見書の発議について申し上げます。

委員から「サツマイモ基腐病の病害発生防止に向けて対策に努めているところであるが、未だに被害の軽減には至っていないことから、国に対し県・市町・研究機関等の関係者と一体となって、サツマイモ基腐病対策の早期確立に向けた取組を強化するよう求める『サツマイモ基腐病対策の早期確立に関する意見書』を委員会として提出してはどうか」との提案があり、全会一致で委員会として意見書を発議することといたしました。

企画建設委員会

(委員長報告 令和2年10月7日本会議)

企画建設委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

[議案]

当委員会に付託されました議案第85号につきましては、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

議案第85号「令和2年度鹿児島県一般会計補正予算(第9号)」のうち、企画部の「総合体育館基本構想策定事業」の採決にあたり、確認が必要であると判断したことから、今回の予算議案には含まれていない土木部の「鹿児島港本港区エリアまちづくり事業」についても関連して質疑を行いました。

まず、執行部に対する質疑について、主なものを御報告いたします。

新たな総合体育館の整備に関して、「既に、3年前の大規模スポーツ施設の在り方検討委員会の提言や土地調査など、費用をかけて実施しており、一定の方向性が出ているが、新たな検討委員会を設置する意図は何か。何を掘り下げて議論するのか」との質疑に対して「これまでの検討に対する様々な意見を踏まえ、透明性確保の観点から、新たに検討委員会を設置して検討すべきとの結論に至った。大規模スポーツ施設の在り方検討委員会では、新たな総合体育館について、県による早期整備とスポーツ振興の拠点としての機能に加えて多目的利用による交流拠点としての機能を求める提言が取りまとめられた。新たな検討委員会では、この提言をベースに、具体的な施設の機能、規模、構成などを検討し、最終的に基本構想案を策定していた

だきたいと考えている」との答弁があり、基本構想案に盛り込む項目については、「メインアリーナ、サブアリーナ、武道館、観客席などの機能、規模、配置のほか、整備予定地や大まかな整備スケジュール、概算建設費や維持管理費、収支のシミュレーション、経済波及効果などを考えている」との答弁がありました。

新たな検討委員会における委員の選考や、議会との関係については、「在り方検討委員会と同様に、スポーツ競技関係者、都市計画、建築、観光、経済などの様々な分野に知見を有する方々を選定したい。また、検討委員会は原則公開とし、その検討内容は節目節目でしっかりと議会へ御説明し、議会からの御意見などは、検討委員会にフィードバックしてその後の検討に生かしてまいりたい」との答弁がありました。

整備候補地に関する質疑に対しては、「新たな検討委員会で、どのような施設を整備すべきかをしっかりと検討した上で、そのコンセプトにふさわしい整備候補地がどこかを検討して選定する。在り方検討委員会の提言には、候補地を鹿児島市に限るという文言はない。これまで、執行部としては、提言を踏まえると鹿児島市に、と説明してきた状況であったが、現段階で鹿児島市内に限って検討を進める考えは持っていない」との答弁がありました。

また、塩田知事のマニフェストにおける、ドルフィンポート跡地を活用したコンベンション機能の整備との関連については、「新たな総合体育館については、現時点では、『する』、『みる』、『ささえる』のスポーツ振興の拠点としての機能などについて検討していくものと考えている」との答弁があったことを踏まえ、委員から改めて、「鹿児島港本港区エリアも体育館の整備候補地となるのか」との質疑がなされ、「その可能性はゼロではない」との答弁がありました。

このため、委員から「これまで、鹿児島港本港区エリアまちづくり事業において、スポーツ施設の建設は想定されていなかったのではないかと。新たな総合体育館建設の可能性をどのように考えているのか。また、今後、知事のマニフェストや鹿児島市のサッカー等スタジアムの話も含めて、どのように整理していくのか」との質疑があり、「鹿児島港本港区エリアまちづくりについては、平成31年2月に策定したグランドデザインを踏まえて、本年3月、提案内容にホテルや集客施設などを盛り込むことを必須とする事業者公募を行うこととしていたが、コロナ禍の厳しい経済状況により、公募の開始を延期した。そのような状況の中、知事マニフェストに基づき、今後、改めて、コンベンション機能や展示機能を備える施設の整備など、同エリアまちづくりの方向性を検討することになるが、公募要項の見直しについては、グランドデザインを踏まえ、議会の御意見などを伺いながら進めてまいりたい。新たな総合体育館については、企画部が答弁したとおり、まずは『どのような施設を整備すべきかを検討した上で、そのコンセプトにふさわしい整備候補地を検討する』ことになるため、同エリアも可能性としてゼロではないと認識している。同エリアまちづくりの今後の方向性を検討するにあたっては、新たな総合体育館やサッカー等スタジアムなどの大きなプロジェクトの進捗と齟齬が生じないように、関係者と緊密な連携を取って進めてまいりたい。また、議会へも丁寧に説明し、御論議いただけるよう努めてまいりたい」との答弁がありました。

委員からは、「何度も同じことを繰り返されると県民は不信感を抱く。議会においても、また同じ論議をするのか」という意見がある。執行部におかれては、委員から出された様々な意見や要望をしっかりと受け止め、事業を進めるにあたっては、これまでと同じことの繰り返しにならないようしっかりと検証し、手続きやその過程等について、透明性を確保して、県民にわかりやすく説明し、丁寧に、そして慎重に進めていただきたい」との意見がありました。

【請願・陳情】

次に、請願・陳情につきましては、新規付託分の陳情1件について「不採択」とすべきものと決定し、継続審査分の陳情2件をいずれも「継続審査」すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

新規付託分の陳情 第3008号「鹿児島県による営利目的とした特殊な企業の運営に関する条例の制定」については、本県では、「再生可能エネルギー導入ビジョン2018」に基づき、県有

施設への再生可能エネルギーの導入や民間事業者への支援等を行っており、地方公営企業法に基づく公営電気事業は行っていないことが説明され、全会一致で不採択とすべきものと決定いたしました。

また、新たな総合体育館の建設場所等に係る継続審査分の陳情第3004号及び第3007号については、本会議、委員会でも活発な論議が続いていることから「今後の状況等を慎重に見守る必要がある」との意見があり、全会一致で継続審査すべきものと決定いたしました。

文教警察委員会

(委員長報告 令和2年10月7日本会議)

文教警察委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

[議案]

当委員会に付託されました議案5件につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

議案第85号「令和2年度鹿児島県一般会計補正予算（第9号）」に関し、修学旅行における新型コロナウイルス感染症対策支援事業の事業内容等について質疑があり、「貸切バス内での感染リスクの低減を図るため、県内で修学旅行を行う公立学校への支援として、増便となるバス2,667台分の経費を計上している。増便分の経費は、対象となる児童生徒や随行する教職員が、定員どおり乗車する場合のバスの台数と、感染リスクを低減するため、定員の半分の人数で乗車する場合に必要なバスの台数とを比較して算出している」との答弁がありました。

また、議案第97号「財産の取得について議決を求める件」に関して、委員より、「警察移動無線通信システムに係る機器の更新により、どのように機能が向上するのか」との質疑があり、「今回の機器更新により、通信エリアの拡大やGPS機能の付加による無線機搭載車両等の位置確認の特定等が可能となる」との答弁がありました。

[請願・陳情]

次に、請願・陳情につきましては、新規付託分の陳情2件につきましては、1件を採択すべきものとし、残りの1件につきましては、5項目のうち1項目を継続審査、4項目を不採択とすべきものと決定いたしました。

また、継続審査分の陳情2件につきましては、1件の取下げを承認し、1件を継続審査すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

陳情第4001号「伊佐市への新設特別支援学校設置」については、8月に湧水町で開催された「あなたのそばで県議会」において、児童生徒が通学に長時間かけているという意見が出されたことを踏まえ、分校・分教室等の設置を検討する必要性などについて論議が交わされました。

委員からは、中央教育審議会から、特別支援学校の設置基準を新たに定め、校舎の大きさや備えるべき施設などを明確にして、教育環境の改善を進めることを盛り込んだ、中間まとめが公表されたことなどを勘案し、継続審査とする意見と、児童生徒の通学時間等を勘案し、採択とする意見があり、採決の結果、継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第4008号「私学助成の充実と財源確保に関する意見書の提出」については、「少子化による生徒数の減少が進行する中、私立学校の経営環境は、依然として厳しい状況にあり、また、新型コロナウイルス感染症防止のための緊急的対応も必要である」として、全会一致で採択すべきものと決定し、国に対して意見書を発議することといたしました。

〔県政一般〕

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

まず、警察本部関係では、「サイバー犯罪」について、論議が交わされました。

委員から、青少年の被害未然防止対策について質問があり、「SNS等に起因した青少年の被害を未然に防止するため、インターネット上の不適切な書き込みに関し、サイバーパトロールを実施している。また、学校、保護者、携帯電話事業者等と連携して、非行防止教室やサイバーセキュリティカレッジ等を開催し、情報モラル教育やスマートフォンを中心としたフィリタリングの普及促進等を行っている」との答弁がありました。

次に、教育委員会関係では、「鹿児島市南部地区への特別支援学校の整備」について、論議が交わされました。

委員から、施設の設計に関する学校等との協議の状況について質問があり、「学校や保護者に説明し、可能な限り、基本設計に意見を反映させている」との答弁がありました。

また、建物への再生可能エネルギーの導入について質問があり、「環境教育や省エネルギーの推進という観点から、太陽光パネルやLED照明を整備することとしている」との答弁がありました。

さらに、建物の構造について質問があり、「建物全体の軽量化を図る観点から、建物の一部が木造となっており、使用する木材については、全て県産材を用いる予定である」との答弁がありました。

委員からは、「児童生徒にとって、できるだけ木のぬくもりのある良い環境を作っていただきたい」との要望がありました。

最後に、意見書の発議について申し上げます。

まず、『新しい生活様式』に沿った安心安全な教育環境をつくり、新型コロナウイルス終息後も、感染症対策と子どもたちの成長・発達及び学びの保障を両立していくために、義務標準法を改正し、早急に義務教育における30人以下の学級編制が可能となるよう、教職員定数の充実と教室確保を国の責任で行うことを求める『安心安全な教育環境のための少人数学級を求める意見書』を、国に対して、提出してはどうか」との提案がなされ、全会一致で、委員会として発議することを決定いたしました。

次に、「児童生徒へのわいせつ行為により、懲戒免職で処分を受けた教員への教員免許再交付は行わないよう、法改正を含めた抜本的な対策の強化に向けて取り組むことを求める『教員免許再交付に関する意見書』を、国に対して、提出してはどうか」との提案がなされ、全会一致で、委員会として発議することを決定いたしました。

環境厚生委員会

（委員長報告 令和2年10月7日本会議）

環境厚生委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

〔議案〕

当委員会に付託されました議案第85号など議案5件につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

議案第85号「令和2年度鹿児島県一般会計補正予算（第9号）」のうち、新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援事業で助成する経費について質疑があり、「新型コロナウイルス感染症患者等の診療等に携わる医療従事者に特殊勤務手当を支給する医療機関に対し、医師、

看護師など1人当たり日額4,000円を上限として助成する」との答弁がありました。

次に、災害時における治山事業の採択基準について質疑があり、「保全する必要のある人家が10戸以上の場合には国の災害関連緊急治山事業の対象で、5戸以上の場合には、一般公共治山事業の対象となる。また、2戸以上の場合には県単治山事業で対応することとなる」との答弁がありました。

委員からは、「ほとんどの山林の近傍はもともと人家が少ない状況にある。本当の意味で山を守るために、人家がない場所における森林崩壊の復旧対策も検討していただきたい」との要望がありました。

次に、議案第87号「令和2年度鹿児島県病院事業特別会計補正予算（第4号）」のうち、県立始良病院における感染症患者受入れのための病床等の整備内容について質疑があり、「精神疾患を有する感染症患者が増加した場合に備え、受け入れ病床を確保する必要があることから、今年度実施予定であった既存病棟の改修工事の設計を一部変更し、増築部分を陰圧化するとともに、外の病棟と隔離するドアを設置するなど、他の患者と接触しないスペースの整備をするものである」との答弁がありました。

次に、本日付託されました議案第100号「令和2年度鹿児島県一般会計補正予算（第10号）」のうち、インフルエンザ予防接種補助事業の対象者を小学6年生までとした理由と助成の申請手続きについて質疑があり、「日本感染症学会によると生後6ヶ月から小学2年生までが重症化しやすいとされている。小学校という集団生活の中における低学年への感染防止のため、また、小学生は二回の接種が必要なことから経済的負担を考慮し、小学6年生までを対象としたところである」との答弁がありました。また、「予防接種を受けた方は助成額を除いた額を接種をした医療機関の窓口で支払う予定としている」との答弁がありました。

委員からは、「中高生の受験を考えた場合、周囲への影響も大きいことから対象に加えていただきたい。なるべく多くの方が接種されるよう、手続きの簡素化と事業の周知徹底をお願いしたい」との要望がありました。

【請願・陳情】

次に、請願・陳情につきましては、新規付託分の陳情4件について、2件を採択すべきもの、1件のうち一部を採択、一部を継続審査すべきもの、1件は継続審査すべきものとし、継続審査分の陳情2件については継続審査すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

陳情第5006号「重度心身障害者医療費助成制度の現物給付（窓口無料）を求めることについて」に対しては、「多くの県が現物給付を行っている。必要な時に必要な医療を受けられるようにしていただきたい」として採択を求める意見と「本制度については、県は、国に対して新たな医療費助成制度の創設を要望していることから、県の施策の状況及び国の動向等も注視しながら引き続き議論する必要がある」として継続審査を求める意見があり、採決の結果、継続審査すべきものと決定いたしました。

陳情第5007号「鹿児島県における分煙環境整備に関する陳情書」の1項、2項及び4項は「望まない受動喫煙の防止や改正健康増進法の内容の周知徹底を図ること、議会として、望まない受動喫煙防止のために地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる仕組みづくりを国へ要望することが必要である」との意見があり、全会一致で採択すべきものと決定し、国に対して、意見書を発議することといたしました。3項は、「望まない受動喫煙防止のため」に採択を求める意見と「県の施策の状況と国の動向等を注視しながら議論すべき」として継続審査を求める意見があり、採決の結果、継続審査すべきものと決定いたしました。

陳情第5008号「新型コロナ感染拡大による介護事業所への財政支援の一部を利用者負担としないことを国へ求める意見書提出について」は、「介護サービスを必要とする方が利用しやすい環境を整えるためにも、介護サービスを提供する側の体制整備等は重要である」などの意見があり、全会一致で採択すべきものと決定し、国に対して、意見書を発議することといたしました。

した。

陳情第5009号「肝炎対策推進に係る意見書採択の陳情」については、「検査費用等に対する助成などウイルス性肝炎患者への支援を引き続き行うとともに、患者の早期発見・早期治療、肝硬変・肝がんへの移行者減少のために助成事業の周知徹底に努めるべき」との意見があり、全会一致で採択すべきものと決定し、国に対して、意見書を発議することといたしました。

【県政一般】

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

まず、くらし保健福祉部関係では、「新型コロナウイルス感染症対策」について、論議が交わされました。

本県における感染者の年代別重症者数について質問があり、「本県においては、50歳代以下の重症者はいない」との答弁がありました。

委員からは、「特に高齢者の感染防止対策を徹底することと、新型コロナウイルス感染者への誹謗中傷対策や差別対策に力を入れていただきたい」との要望がありました。

次に、環境林務部関係では、「『森林資源の循環利用の促進に関するかごしま県民条例』」に関する取組状況について、論議が交わされました。

まず、各種施策の推進に向けた研修における市町村との連携について質問があり、「市町村、森林組合、林業事業体などを構成員とする各地域の流域森林・林業活性化センターが、再造林や低コストの木材生産などの地域課題に対応する研修を実施している」との答弁がありました。

また、未来につなぐ環境教育推進事業における森林環境教育の実施校の選定方法について質問があり、「地域に偏りがないように地域振興局・支庁単位で毎年17校を選定している」との答弁がありました。

委員からは、「教育委員会とも連携し、日常において森林とふれあう機会が少ない地域の学校を重点的に選定するようにしていただきたい」との要望がありました。

最後に、県政一般の一般調査について申し上げます。

まず、くらし保健福祉部関係では、「令和元年8月死亡事例に係る検証報告書」に関し、体制整備の現状や既に改善された事項について質問があり、「本年4月に中央児童相談所に児童福祉司を大幅に増員するとともに、虐待業務の進行管理等を行う調整課を新たに設置するなど体制整備を行ったところである。様々な事務処理をルール化し、各職員の個々のケースについて確認期限を設け、調整課及び各課長で確認をとりながら進行管理を行っている」との答弁がありました。

また、「本事例を受け、中央児童相談所においては注意を要する児童のリストを作成し、所内での情報共有を図っている」との答弁がありました。

委員からは、「二度とこのような悲しい事件が起きないように、現場任せではなく部局をあげてしっかりとした取組を行っていただきたい」との要望がありました。

その他、看護職員の確保に関し、委員から「県内の学校で看護資格を取得後、県外へ就職する割合が高い。県内の医療・介護体制の維持のためにも県内への就業要請活動に積極的に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、県立病院局関係では、「新薩南病院基本設計の概要」に関し車いす利用者への配慮について質問があり、「車いす用駐車場から病院入り口まではひさしを設けるとともに、院内には車いすでも利用できる広めのトイレを随所に設置する予定としている」との答弁がありました。

〈特別委員会〉

海外経済交流促進等特別委員会

(令和2年10月5日)

(調査事項)

海外経済交流の促進等に関する調査

(調査概要)

執行部から、令和2年度における海外経済交流関係事業のうち、「県産品の販路拡大」及び「外国人材の受入」に関する事業について、新型コロナウイルス感染症による影響等について説明を受け、これに対する質問等を行った。

また、日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部アジア大洋州課長の小島英太郎氏を参考人として招致し、アジア諸国等との経済交流に係る新型コロナウイルス感染症の影響と対策等について意見聴取を行った。

決算特別委員会

(令和2年9月29日)

決算特別委員会が開催されたことに伴い、互選により委員長に桑鶴勉委員を、副委員長に森昭男委員を選任した後、付託された議案第89号、議案第94号及び議案第98号はいずれも継続審査とすることを決定した。

また、閉会中の審査日程及び議案の審査方針を決定した。

〈議会運営委員会〉

(令和2年10月6日)

協議に先立ち、明日の本会議に追加提案予定の議案について、総務部長から次のとおり説明があった。

- 新型コロナウイルス感染症対策として、国が9月15日に予備費の使用を閣議決定したこと等を踏まえ、重点医療機関における患者受入体制の整備等に要する経費を計上することとしたほか、今後の季節性インフルエンザの流行期に備え、妊婦、生後6か月から小学6年生までの小児に対してインフルエンザワクチンの接種費用を助成する経費など、至急に予算化する必要がある予算議案2件を追加提案したい。

協議事項

1 討論について

(1) 討論区分について

討論区分表（追加議案除く）のとおり、共産党のたいら議員が議案1件及び陳情1件について、討論を行うことが確認された。

(2) 討論時間について

議会運営委員会申合せ事項が確認され、議題の量を考慮して、討論時間は概ね10分以内とすることが確認された。

2 議案採決区分について

議案等採決区分表（追加議案除く）が確認された。

3 請願・陳情採決区分について

請願・陳情採決区分表が確認された。

4 追加議案について

協議の結果、明日10月7日の本会議に上程すること、公明党及び無所属のいわしげ議員が質疑を行うこと、質疑者は1会派等につき1名とすること、質疑の順序は多数会派の順とすること、質疑時間は答弁を含め公明党15分、無所属10分とすること、質疑の通告締切は、議運終了後速やかに提出することが確認された。

また、本会議で追加補正議案の提案理由説明後に質疑を行うことが確認された。

追加議案の賛否通告及び討論通告については、明日10月7日に所管の常任委員会終了後、準備の出来次第、できるだけ早く提出することとされた。

5 意見書案について

(1) 委員会提出の意見書案について

委員会提出の意見書案8件のうち、公明党が環境厚生委員会提出の「介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いにおける利用者負担の見直し及び介護事業所への財政支援の強化を求める意見書」案について表決を棄権することを除き、全会派等賛成で、質疑・討論はなく、採決方法は簡易採決とすることが確認された。

(2) 会派提出の意見書案について

自民党が提出した意見書案2件について、禧久委員が趣旨説明を行った後、取扱いについて協議を行った。

「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の期限延長を求める意見書案については、提案理由説明は行わないこと、共産党が反対し、発議者は自民党の議会運営委員及び無所属の下鶴議員とすること、質疑はなく、共産党が反対討論を行うこと、討論時間は議題の量、性格を考慮し、概ね5分以内とすること、採決方法は起立採決とすることが確認された。

小規模事業者に対する支援及び支援体制の拡充・強化に関する意見書案については、提案理由説明は行わないこと、全会派等賛成で、発議者は自民党と県民連合の議会運営委員及び共産党のたいら議員と無所属の下鶴議員とすること、質疑・討論はなく、採決方法は簡易採決とすることが確認された。

6 議員派遣の件について

桜島火山活動対策に関する要望活動への議員派遣について、全会派等賛成で、提案理由説明、質疑・討論はなく、採決方法は簡易採決とすることが確認された。

7 閉会中の継続審査事件について

① 議会運営に関する事項について

② 議長の諮問に関する事項について

とすることが決定された。

8 議員の辞職について

議長から「下鶴隆央議員から、明日10月7日をもって県議会議員の職を辞したいとのことで、10月1日に辞職願の提出があった。会期中に辞職願が提出されると本会議での辞職の許可が必要となることから、明日の本会議において、議事日程に「議員辞職の件」を追加のうえ、お諮りしたいと考えている。なお、先例もあり、辞職許可の議決の後に、下鶴議員に挨拶を行っていただきたいと考えているので、了承をお願いしたい」との発言があり、協議を行った。

○ 下鶴隆央議員の辞職の件について

明日10月7日の本会議で、議員辞職の件を諮る扱いとすること、採決方法は簡易採決とすること、辞職許可の議決のあと下鶴議員が挨拶を行うことが了承された。また、下鶴議員の辞職に伴う議席及び一般質問割当数の変更については、第4回定例会の1か月前議運で協議することが確認された。

9 10月7日の議事日程について

議事日程が了承された。

10 次回委員会開催日時について

明日、総務委員会と環境厚生委員会が終了後、準備が出来次第、開催することとされた

11 令和2年第4回定例会の会期日程案（見込み）について

総務部長から次期定例会の招集日の見込みは11月27日頃との説明があり、同日が開会日となった場合の会期日程案（見込み）が事務局から提示された。

最終的な日程案の協議は、開会一月前の議会運営委員会で行うが、提示した案を見込みの会期日程案として、公表することが了承された。

開会一月前の議運については、正式には開催通知により案内するが、現時点では、10月27日（火）頃の予定とされた。

12 その他

(1) たいら議員の一般質問通告等について

議長から、たいら議員の一般質問において、寺田議員から蓄電設備に対する質問は通告から読み取れないので整理をしてほしいとの議事進行に関して発言があり、事務局から、たいら議員の質問は、通告の範囲内の質問と考えられるとの説明があった。

議長から、今回は議事録の訂正等を行わないが、寺田議員の指摘は通告のあり方についての問題提起であったと受け止め、質問通告については、できるだけ具体的な内容で通告書を記載していただきたいとの発言があった。

次に、事務局から再質問について説明があり、議長から、再質問は当初の質問に対する答弁に疑義等がある場合に許可するものであり、質問者席での再質問はわかりやすく簡潔に行っていただき、感想や要望は、登壇して他の議員や傍聴者に向けて発言していただきたいとの発言があった。

また、質問の際は、残り時間に留意しながら発言を調整していただき、時間を過ぎたら簡潔にすみやかに終了していただきたいこと、10分間休憩後の再開時は、着席されているよう、時間厳守に努めていただきたいとの発言があり、以上の点について所属議員に周知していただきたいとの依頼があった。

桑鶴委員から、「最近、質問項目が多岐にわたり、その度ごとに2回ずつの質問が認められると、委員会質疑と変わらない状況になる。しかも、最初の質問をした趣旨と違う内容のさらに切り込んで、別の方向付けで質問をされるケースがあるように見受けられる。

答弁する側は、当局の課長や関係部局の職員に資料を持たせて隣に控えさせなければならぬ事態が発生することを危惧している。項目の中で、自分が質問をされて、さらに疑義がある場合に限って2回までの質問ということ、議員各位、各会派で申し合わせてほしい」との発言があった。

(2) 議会運営委員会のオブザーバーについて

下鶴議員から、本日以降の議会運営委員会のオブザーバーとして、いわしげ議員を認めていただきたいとの発言があり、了承された。

(3) 意見書の発議について

松田委員から、意見書の発議に係る事前説明について、会派で協議する時間がないため、早めをお願いしたいとの発言があった。

(令和2年10月7日)

協議事項

1 討論について

討論の通告はなく、昨日の「討論区分表」に変更はないことが確認された。

2 議案等採決区分について

追加議案である議案第100号及び議案第101号については、全会派等から賛成の通告が出され、それを踏まえ、議案等採決区分表の「1 人事同意議案以外の議案」に追記していることが確認された。

3 その他

昨日の議運で第4回定例会の一月前議運は、10月27日（火）頃の予定とお知らせしたが、その後調整が必要となったことから、調整後の日程は後日お知らせすることとされた。

この後の本会議は、午後2時15分から再開することとされた。